

## 法人会ビジネスセミナー ＜相続セミナー＞

# 「こういうときは遺言書があったほうがよい」

遺言書というものは財産が多い人が作るもの！と思いませんか？

必ずしもそうとは限りません！

遺言書がない場合、スムーズに相続手続きを進められないケースもあるのです。

では、どういう場合に遺言書があったほうがよいのか？

その事例を取り上げてお話いたします。

**日 時** 平成30年 **6月23日(土)** 10:00~11:30

**会 場** **税理士法人豊 山形オフィス**  
山形市桜町2-6-31 TEL 023-665-0170

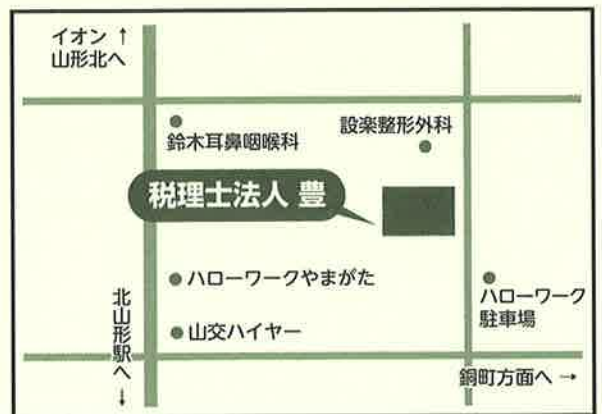
**受講料** 法人会会員：無料 (非会員：1,000円)

**申込み** 参加申込書ご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。

**講師** **税理士 奥山幸治氏**



〒990-0031 山形市十日町1-2-30  
TEL 023-632-7852 FAX 023-632-5787  
主催：税理士法人豊  
共催：(公社)山形法人会



(公社)山形法人会 行 FAX 632-5787

法人会ビジネスセミナー 6月23日＜相続セミナー＞ 参加申込書

会社名	TEL( )
参加者名	